

令和 6 年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業計画

市内の計画相談の状況は、令和 5 年度サービス等利用計画のセルフプランが約 50 人、障害児支援利用計画のセルフプランが約 100 人となっている。このままの状態で行くと年間約 150 人のセルフプランが増えていくと予想されている。令和 5 年 10 月 20 日の自立支援協議会全体会において、国分寺市の相談支援体制は、危機的状態ではなく「危機」であると確認された。第 7 期国分寺市障害福祉計画には、令和 8 年度末までに計画相談が必要な方全員（自主的セルフプランを除く）に相談支援専門員による支援が受けられる状態にするとの目標が掲げられる。この問題を解決するために、市内の各法人が集まり意見交換をする場を持つことになった。基幹相談支援センターは、相談支援事業所の安定運営により、相談支援専門員が増員され、計画相談を希望する方たちに一人の漏れもなく相談支援専門員が付き安心して生活できる相談支援体制の確立に向けて行政と民間をつなぎ、共に力を合わせて取り組んでいく。

部全体の目標	
1. 事業運営 国分寺市に基幹相談支援センターが設置され 12 年が経過した。令和 4 年度に 10 周年のまとめ、令和 5 年度には、外部向けの年次報告書を作成し、その内容にある通り基幹相談支援センターの運営の基盤を作ることができた。令和 6 年度は、新たなセンター長の元で新しく出発することになり、職員の異動も考えられることから、今一度、初心に戻り、運営していく。これまで通り、国分寺市からの委託事業を引き続き行っていくために、職員の力量を鑑み、確実に取組むことができる方法等を検討していく。 2. 利用者支援 市内の障害児のセルフプラン増加問題、障害者の高齢化、「65 歳の壁」、「8050 問題」と利用者支援における課題は尽きない。どの課題においても基幹相談支援センターのみで解決できることはない。「重層の支援体制整備事業」における会議も活用する他、さまざまな検討の場を利用し、基幹相談支援センターとしての役割を果たしていく。	
個別事業の目標と取組	到達点
1. 市内相談支援事業所・相談支援専門員のサポート ①相談支援専門員との面談：市内全事業所 (10 事業所 R 6. 3 時点) ②相談支援従事者研修の対応：相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任者研修 ③相談支援体制検討プロジェクトチームへの参加 ・相談支援事業所への補助についての検討 ・協働型機能強化相談支援体制の構築 ・新規相談支援事業所誘致に向けての説明	①センター長と全ての相談支援専門員が顔を合わす ②初任研は動画の再編集をする現任研は市内の主任相談支援専門員と連携し、研修を実施する ③協働型機能強化は、連携する事業所間のルールを明確にし、全事業所了解の上スタートする
2. コンサルテーションの実施 ①相談支援専門員が困難性を感じているケース、支援者が行き詰まり、支援者間の調整が必要なケース、現在、福祉サービスは入っていないが、今後相談支援専門員につながる予定のケース等について専門家を招いてコンサルテ	・ 18h (1 ケース 2 h × 9 回) ・ 相談支援事業所訪問、初任研・現任研等のケース他、相談支援専門員から入る相談からピックアップしコンサルにつなげる

ションを行う ※市内の相談支援事業所の相談支援専門員で、ケースも国分寺市民であることが受講の要件として求められる	
3. 相談支援専門員研修の企画・運営 ①新任研修：新規事業所と相談支援専門員の経験1～3年までの相談支援専門員を中心に新任研修を行う ②ブラッシュアップ研修：全相談支援専門員が地域の社会資源等の情報を得るための研修を行う ③勉強会：相談支援専門員の個別事例をもとに、事例の課題に沿った講師を招き研修を開催する ※①～③相談支援事業所連絡会の中で行う (内容により時間延長あり)	①1回/年以上 国分寺市の計画相談において必要な知識を研修する ②1回/年以上 相談支援専門員の知識や情報量を増やす研修をする ③2回/年 情報公開はクローズの会議とし、相談支援専門員同士が意見を交換する場を提供する
4. 支援者向け虐待防止研修の企画・運営 ・市内の福祉・教育関係者に対し、開催する ・事業所の虐待防止研修としても活用できる内容とする ・虐待防止と身体拘束禁止は、悉皆研修であることを周知する ・虐待防止、身体拘束禁止の要素を含んだ内容で講演依頼	・令和6年12月9日～13日 ・会場：リオンホールA・B（予定） ・開催方法は要検討
5. 地域ネットワークの構築・拡大 【相談支援専門員のネットワーク構築・拡大のための研修】 ①ネットワーク研修Ⅰ（地域移行） 630 調査で国分寺市民が入院している精神科病院に研修を周知し、国分寺市の地域移行の取組を進める研修を開催する ②ネットワーク研修Ⅱ（高齢分野・障害分野） 8050 問題・65歳の壁問題等、高齢と障害分野の連携をテーマとした研修を開催する ③ネットワーク研修Ⅲ（障害児童分野） 障害児だけではなく家族全体を支援する視点を共有する研修 【地域のネットワークの構築・拡大のための交流・広報】 ①地域包括支援センターの訪問：市内全事業所（6事業所） ②6事業所訪問終了後、高齢福祉課相談支援係への報告 ③「65歳の壁」問題を防ぐ、引継ぎ方法の検討の場への参加	①6月に実施 会場：リオンホールA・B（予定） ②9月～10月に実施 会場：リオンホールA・B（予定） ③令和7年2月に実施 ・会場：リオンホールA・B（予定） ・ウェブサイト運営やオンラインでの研修開催については、業者の導入または、専門技術のある職員の雇用を検討する ①②包括センター長・高齢福祉課と基幹センター長が顔を合わす ③高齢福祉課・包括・障害福祉課・基幹の4者で継続検討する

④社会福祉協議会等との情報交換 ⑤新任ケアマネ研修、ケアマネ研修（研修講師） ⑥生活支援隊（研修講義） ⑦地域包括支援センター全体会（研修講師） ⑧小地域ケア会議研修会（助言者）	④自立サポート・権利擁護センターとの情報交換 ⑤～⑦高齢福祉課からの依頼にセンター長が対応する ⑧包括の依頼にセンター長が対応する
6. 自立支援協議会マネジメント業務 ①自立支援協議会全体会・事務局会議・会長との打合せ ②相談支援部会・事務局会議 ③就労支援部会・事務局会議 ④精神保健福祉部会・事務局会議 ⑤相談支援事業所連絡会 ⑥障害児通所支援事業所連絡会・事務局会議 ⑦地域移行等支援連絡会・事務局会議 ⑧ニューズレターの製作・発行（1000部）・配布 ⑨相談支援部会の防災まとめサイトの管理・運営 ※①～⑨市と基幹が事務局として連携し実施する	①3回/年（全文記録） 市のウェブサイトに掲載 ②3回/年（要点記録）市と共有 ③3回/年（要点記録）市と共有 ④3回/年（要点記録）市と共有 ⑤12回/年（要点記録）市と共有 ⑥2回/年（市が記録する） ⑦12回/年（市・地活・基幹輪番） ⑧2回/年（発行）配送の他、市のウェブサイトにも掲載 ⑨基幹ウェブサイト内で管理
7. 市との定例協議、その他連絡会等 ①市－基幹定例協議：基幹業務または個別ケースについて協議する。検討し切れなかった案件は、別途時間を取り協議する ②（1）高齢者・障害者虐待防止ネットワーク （2）権利擁護関係機関連絡会 （3）地域福祉コーディネーター連絡会 （4）地域ケア会議権利擁護部会 （5）消費者見守りネットワーク協議会 （6）高次脳機能障害関係機関連絡会 （7）発達障害者支援関係機関情報交換会 （8）相談支援体制検討プロジェクトチーム （9）基幹相談支援センター連絡会 （10）医療的ケア児支援関係者会議	①12回/年（要点記録）市と共有 ②（1）～（7）センター長出席が必須 （8）（9）センター長・主任で出席 （10）主任が出席する。傍聴が可能な会議は、職員も参加する
8. 緊急度の高いケースの把握 ①緊急入所保護事業説明：相談支援専門員の利用者宅への訪問に合わせて市と同行する ②緊急度の高い家庭の把握は、訪問後の情報を市と共有する。年1回、名簿登載の必要性を市と確認し、情報を突き合わせる ③24時間365日緊急電話対応は、センター長、主任等、マニュアルに定めた対応可能な職員でシフトを組み担当	①市の依頼で説明に同行する ②市が作成した記録を基幹にも保管し情報共有する。緊急携帯に連絡先を入力する ③電話を受けた職員は、必ずセンター長に連絡し、センター長から市に連絡をして対

する	応する
9. 地域生活支援拠点としての役割 ①基幹は、どの業務も(1)相談(2)緊急時の受入れ・対応(3)体験の場・機会(4)専門的人材の確保、養成(5)地域の体制づくりの拠点機能と関りを持っている ②自立支援協議会の運営、相談支援体制の構築、研修等、全ての業務において地域課題を抽出し、自立支援協議会にあげる ③地域課題は、あらゆる検討の場で協議し、解決の方法を検証し、拠点機能の充実に活かされるよう提案する	・障害者センター、KOCO・ジャム、相談支援事業所(10か所)、短期入所(4カ所)、グループホーム(1カ所)の面的整備で地域生活支援拠点を整備している ・今後、新規事業所においても一定の条件を満たせば、拠点として認める方向である